

松阪市白猪山ウインドシステム発電事業に係る  
環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、中部風力発電株式会社（以下「事業者」という。）が三重県松阪市において、総出力22,000kW（定格出力2,000kW級の風力発電設備11基）の風力発電所を新設する事業である。本事業は、当初風力発電設備を17基設置する計画であったが、景観への配慮等のために、事業の規模及び風力発電設備の配置を変更したものである。

対象事業実施区域は、三重県の概ね中央に位置し、高見山地の高須ノ峰から白猪山に連なる尾根部に位置し、対象事業実施区域の周辺ではクマタカの繁殖が確認されているほか、サシバやハイタカ等の猛禽類が確認されている。

本準備書は、経済産業省資源エネルギー庁の風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（平成24年6月6日。）に基づき作成されたものであるが、平成24年10月1日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第340号。以下「改正政令」という。）が施行され、風力発電所の設置又は変更の工事業の事業が、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象事業に追加されたことに伴い、改正政令施行以降は、経過措置により法に基づく準備書としてみなされている。このため、本事業に係る今後の手続については、法に基づいて行われることとなる。

1．環境影響評価書の作成に当たっての全般的な留意事項について

環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、法、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び「発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。）に従い、必要な事項を遺漏なく記載すること。

特に、本準備書においては、対象事業の目的並びに土地の造成に関する事項、樹木伐採の場所及び規模等の対象事業の内容の詳細が記載されておらず、環境影響評価を実施するに当たっての基本的な諸元が不足していることから、それらを実評価作成までに確定し、再度、予測及び評価を行い、可能な限り環境影響を回避・低減するよう環境保全措置を検討すること。

2．事業計画変更に係る適切な環境影響評価の実施について

本事業においては、準備書を公表後、景観への配慮等のために事業計画を変更し、風力発電設備を17基から11基に減らしているが、併せて一部の風力発電設備の配置も変更されているため、評価書の作成に当たっては、特に騒音・低周波音、動物、植物、生態系及び景観について、変更後の事業計画に基づいて適切な環境影響評価を実施すること。

3．環境影響評価の項目の選定の再検討について

本事業に係る事業特性及び地域特性を適切に整理した上で、環境影響評価の項目の選定について再検討すること。

特に、供用時の「騒音・低周波音」については、風力発電施設から最寄りの住居までの距離が1,200m程度ある場合でも、近年、騒音及び低周波音の影響が生じることが確認されている事例があることなどから、環境影響評価項目として選定し、適切な環境影響評価を実施すること。

更に、工事の実施における「工事中資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」及び「造成等施工による一時的な影響」を影響要因とする項目についても必要に応じて選定項目とし、適切な環境影響評価を実施すること。

#### 4．環境影響評価の予測・評価結果の再検討について

主務省令において、評価に当たっては、環境への影響が「事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されているものであるかどうか」及び「環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか」を検討することとされているが、本準備書において、上記の観点が反映されていない箇所が散見される。

このことから、評価書の作成においては、評価に係る根拠や経緯を明確にし、科学的かつ客観的な予測及び評価とするよう、全体的に記載を見直すこと。

#### 5．動物及び植物について

##### (1) 重要な植物種に対する回避又は低減措置の検討等について

対象事業実施区域内には、エビネやクサヤツデ等の重要な植物種が確認されているが、本事業による風力発電設備や取付道路、土捨て場等の設置による直接的な土地の改変により、相当数の個体の消失が予測されていることから、環境保全措置として代償措置である個体の移植を実施することとしている。

しかし、代償措置は、環境影響の回避又は低減措置を講ずることが困難であると判断された場合に初めて検討されるべきものであること、また、植物の移植については知見が十分でなく不確実性を伴うことから、環境保全措置の検討に当たっては、特に、取付道路や土捨て場等の附帯施設については、これらの重要な植物種に対する影響を回避・低減するために、その位置の変更について検討すること。

さらに、残土については、発生量の抑制や対象事業実施区域内外での有効利用の促進などにより、可能な限り土捨て場の面積を減少させることを検討すること。

なお、環境影響の回避又は低減措置を適切に検討した上で、代償措置としての移植を実施する場合において、移植は不確実性の程度が大きいこと、移植先の環境をかく乱するおそれがあることから、専門家等への意見聴取を実施し、適切な移植計画を検討するとともに、事後調査において移植の効果及び移植先の生態系の変化の程度を把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。

##### (2) クマタカの採餌環境の評価について

対象事業実施区域及びその周辺には、クマタカの採餌環境として好適な落葉広葉樹林等が広く存在していること、調査結果によると頻繁に誇示行動を行っていることなどから、対象事業実施区域及びその周辺を採餌のためにクマタカ

が利用している可能性は高いと考えられる。このため、専門家等への意見聴取を実施し、対象事業実施区域及びその周辺の落葉広葉樹林等について、クマタカの採餌環境としての重要性を評価し、必要に応じて追加調査及び環境保全措置を検討すること。

### (3) その他の種に対する環境保全措置及び事後調査の再検討について

環境保全措置の再検討に当たっては、動物及び植物に対する環境影響を可能な限り回避、低減する観点から、風力発電設備等の配置や鳥の渡りの時期の稼働制限等を含めて検討すること。

特に、本地域においては、クマタカ他、サシバやハイタカなどの猛禽類が確認されていること、鳥類等の衝突に関する予測については不確実性が大きいことから、専門家の意見を踏まえ、事後調査を実施すること。また、事後調査の実施手法及び事後調査の結果を踏まえて検討すべき環境保全措置について、例えば、渡来期の稼働制限等を含めて、可能な限り具体的に評価書に記載すること。併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関への連絡、死亡・傷病個体の搬送及び関係機関による原因分析への協力を行うとともに、広く情報を共有することでより良い風力発電施設のあり方について事業者を含めた関係者が検討できるよう努めること。

### 6. 事後調査結果の公表について

事後調査を実施した場合には、事後調査の結果について公表すること。また、事後調査の結果に応じて、追加的な環境保全措置を実施した場合は、その結果も含めて公表すること。